



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
8 月 31 日
第 4 4 7 9 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

- 保安林予定森林の通知（森林保全課）..... 1
- 救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院（医療政策課）..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
廃止の届出（障害福祉課）..... 2

○ 公 告

- 指定管理者公募公告（森林政策課）..... 2
- 大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）..... 3
- 平成30年度前期技能検定 3 級早期合格者公告（労働雇用政策課）..... 4
- 県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告（耕地課）..... 7

○ 教育委員会教育長公告

- 指定管理者公募公告（生涯学習課）..... 7

○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

- 遊漁者によるピワマス等引縄釣等の承認制に関する委員会指示..... 8

告 示

滋賀県告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年 8 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 大津市石山外畑町字長瀬182-1、183、184-1、185、194、195
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第353号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年 8 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 米原市甲津原字瀬戸山1309-310から1309-312まで、1309-328から1309-330まで、

字中津又1430-225、1430-234から1430-244まで、1430-246、1430-247、1430-249から1430-254まで、1430-256から1430-265まで、1430-417から1430-443まで、1430-460、1430-462、1430-516から1430-518まで、1430-536、1430-587から1430-591まで、字向山1546-137から1546-139まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第354号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成30年8月31日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
大津赤十字志賀病院	日本赤十字社	大津市和邇中298番地	平成33.8.31

滋賀県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年8月31日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ホームかなざわ	湖南市下田513番地1	社会福祉法人グロー	近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	共同生活援助	2522300116	平成30.3.31

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県立近江富士花緑公園について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

(1) 名称 滋賀県立近江富士花緑公園(以下「公園」という。)

(2) 所在地 野洲市

(3) 施設の設置の目的 県民に四季を通じて花と緑に親しむことができる場および森林を利用した保健休養の場を提供することにより、県民の緑化意識を高めるとともに、豊かな心の醸成および健康の増進を図る。

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設および園地の維持管理に関する業務

- (2) 県民の緑化意識を高め、森林・林業に対する理解を深めるための行事の実施
 - (3) 休憩・宿泊・研修等のための施設の提供
 - (4) 使用に係る料金の収受に関する業務
 - (5) その他公園の管理運営に必要と認められる業務
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定の基準
- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
 - (5) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に公園の運営を行うこと。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月18日(火)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に持参すること。また、郵送の場合は、書留郵便で、9月28日(金)午後5時必着とする。
 - (2) 受付場所 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課交流推進係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3918
- 6 募集要項の配布
- (1) 配布期間 平成30年8月31日(金)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 現地説明会 平成30年9月7日(金)に公園において現地説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成30年8月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル滋賀大津店 大津市玉野浦10番1号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田久男
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田久男
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 榎木野仁司
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 榎木野仁司
- 3 変更年月日 平成29年6月19日
- 4 変更の理由 代表者変更のため
- 5 届出年月日 平成30年8月10日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成30年8月31日から平成31年1月4日まで

7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成31年1月4日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成30年8月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル彦根店 彦根市川瀬馬場町220番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田久男

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田久男

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 榎木野仁司

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 榎木野仁司

3 変更年月日 平成29年6月19日

4 変更の理由 代表者変更のため

5 届出年月日 平成30年8月10日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市大東町2番28号

(2) 縦覧期間 平成30年8月31日から平成31年1月4日まで

7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成31年1月4日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

平成30年度前期技能検定3級早期合格者公告

平成30年度前期技能検定3級早期の合格者は、次のとおりである。

平成30年8月31日

滋賀県知事 三日月 大造

3級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
園芸装飾	室内園芸装飾	A 甲 0002	18-3-103-25-0001
		A 甲 0003	18-3-103-25-0002
		A 甲 0004	18-3-103-25-0003
		A 甲 0005	18-3-103-25-0004
		A 甲 0006	18-3-103-25-0005
		A 甲 0007	18-3-103-25-0006
		A 甲 0008	18-3-103-25-0007
		A 甲 0009	18-3-103-25-0008
		A 甲 0010	18-3-103-25-0009
		A 甲 0011	18-3-103-25-0010

		A 甲 0014	18-3-103-25-0011		
		A 甲 0015	18-3-103-25-0012		
		A 甲 0016	18-3-103-25-0013		
		A 甲 0017	18-3-103-25-0014		
造園	造園工事	A 甲 0001	18-3-062-25-0001		
		A 甲 0003	18-3-062-25-0002		
		A 甲 0005	18-3-062-25-0003		
		A 甲 0006	18-3-062-25-0004		
		A 甲 0007	18-3-062-25-0005		
		A 甲 0008	18-3-062-25-0006		
		A 甲 0009	18-3-062-25-0007		
		A 甲 0010	18-3-062-25-0008		
		A 甲 0012	18-3-062-25-0009		
		A 甲 0013	18-3-062-25-0010		
		A 甲 0014	18-3-062-25-0011		
		A 甲 0015	18-3-062-25-0012		
		A 甲 0016	18-3-062-25-0013		
		A 甲 0017	18-3-062-25-0014		
		A 甲 0018	18-3-062-25-0015		
		機械加工	普通旋盤	A 甲 0001	18-3-006-25-0001
				A 甲 0002	18-3-006-25-0002
				A 甲 0003	18-3-006-25-0003
A 甲 0005	18-3-006-25-0004				
A 甲 0006	18-3-006-25-0005				
A 甲 0007	18-3-006-25-0006				
A 甲 0009	18-3-006-25-0007				
A 甲 0015	18-3-006-25-0008				
A 甲 0017	18-3-006-25-0009				
A 甲 0021	18-3-006-25-0010				
A 甲 0023	18-3-006-25-0011				
A 甲 0025	18-3-006-25-0012				
A 甲 0026	18-3-006-25-0013				
A 甲 0027	18-3-006-25-0014				
A 甲 0028	18-3-006-25-0015				
A 甲 0029	18-3-006-25-0016				
C0001	18-3-006-25-0017				
数値制御旋盤	A 甲 0002			18-3-006-25-0018	
	A 甲 0003		18-3-006-25-0019		
	A 甲 0004		18-3-006-25-0020		
	A 甲 0005		18-3-006-25-0021		
	A 甲 0006		18-3-006-25-0022		
	A 甲 0007		18-3-006-25-0023		
	A 甲 0008		18-3-006-25-0024		
	A 甲 0009		18-3-006-25-0025		
	A 甲 0010		18-3-006-25-0026		
	A 甲 0011		18-3-006-25-0027		
	A 甲 0012		18-3-006-25-0028		
フライス盤	A 甲 0002		18-3-006-25-0029		

		A 甲 0003	18-3-006-25-0030
		B0001	18-3-006-25-0031
		C0001	18-3-006-25-0032
		C0002	18-3-006-25-0033
		C0003	18-3-006-25-0034
		C0004	18-3-006-25-0035
		C0005	18-3-006-25-0036
		C0006	18-3-006-25-0037
		C0007	18-3-006-25-0038
	マシンニングセンタ	A 甲 0001	18-3-006-25-0039
		A 甲 0002	18-3-006-25-0040
		A 甲 0003	18-3-006-25-0041
		A 甲 0004	18-3-006-25-0042
		C0001	18-3-006-25-0043
仕上げ	機械組立仕上げ	A 甲 0001	18-3-012-25-0001
		A 甲 0002	18-3-012-25-0002
		A 甲 0003	18-3-012-25-0003
		A 甲 0004	18-3-012-25-0004
機械検査	機械検査	A 甲 0001	18-3-013-25-0001
		A 甲 0010	18-3-013-25-0002
		A 甲 0012	18-3-013-25-0003
		A 甲 0014	18-3-013-25-0004
		A 甲 0015	18-3-013-25-0005
		A 甲 0016	18-3-013-25-0006
		A 甲 0018	18-3-013-25-0007
		A 甲 0019	18-3-013-25-0008
		A 甲 0020	18-3-013-25-0009
		A 甲 0023	18-3-013-25-0010
		A 甲 0030	18-3-013-25-0011
		A 甲 0031	18-3-013-25-0012
		A 甲 0034	18-3-013-25-0013
		A 甲 0035	18-3-013-25-0014
		A 甲 0036	18-3-013-25-0015
		A 甲 0037	18-3-013-25-0016
		A 甲 0038	18-3-013-25-0017
		C0002	18-3-013-25-0018
		C0003	18-3-013-25-0019
		C0005	18-3-013-25-0020
		C0006	18-3-013-25-0021
		C0008	18-3-013-25-0022
		C0010	18-3-013-25-0023
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲 0001	18-3-015-25-0001
		A 甲 0002	18-3-015-25-0002
		A 甲 0003	18-3-015-25-0003
		A 甲 0004	18-3-015-25-0004
		A 甲 0006	18-3-015-25-0005
		A 甲 0007	18-3-015-25-0006
		A 甲 0008	18-3-015-25-0007

		A 甲 0009	18-3-015-25-0008
		A 甲 0011	18-3-015-25-0009
		C0001	18-3-015-25-0010
建築大工	大工工事	A 甲 0005	18-3-038-25-0001
		A 甲 0008	18-3-038-25-0002
		A 甲 0009	18-3-038-25-0003
		A 甲 0010	18-3-038-25-0004
		A 甲 0012	18-3-038-25-0005
		A 甲 0013	18-3-038-25-0006
		B0001	18-3-038-25-0007
		B0002	18-3-038-25-0008
フラワー装飾	フラワー装飾	A 甲 0007	18-3-119-25-0001

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営相谷地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営相谷地区土地改良事業の計画の概要
- 2 縦覧期間 平成30年8月31日から平成30年10月2日まで
- 3 縦覧場所 東近江市農林水産部農村整備課
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課 〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23

教育委員会教育長公告

指定管理者公募公告

滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館について、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月31日

滋賀県教育委員会教育長 青 木 洋

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館(以下「宿泊研修館」という。)
 - (2) 所在地 長浜市田村町1411-1
 - (3) 施設の設置の目的 長浜ドーム利用者等の宿泊利用とともに、青少年をはじめ広く県民文化の向上のための拠点として、また、湖北地域における青少年団体活動の拠点施設として活用されることを目的に設置する。
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 宿泊研修館の施設および設備の提供に関する業務
 - (2) 宿泊研修館の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (3) 文化的行事の実施に関する業務
 - (4) その他設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 県民の公平な利用を確保されること。

- (2) 施設の効用を最大限に発揮させること。
 - (3) 管理運営に係る経費の縮減が図られること。
 - (4) 施設の管理運営を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 平成30年8月31日(金)から平成30年10月5日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。
なお、郵送の場合は、書留とし、平成30年10月5日(金)午後5時必着とする。
 - (2) 受付場所 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課生涯学習振興係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4651
- 6 募集要項の配布
- (1) 配布期間 平成30年8月31日(金)から平成30年10月5日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 現地説明会 平成30年9月14日(金)午前10時から、宿泊研修館において現地説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)について次のとおり指示する。

平成30年8月31日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 平成30年12月1日から平成31年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)(以下「引縄釣等」という。)を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた場合および承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
- (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別記様式第1号または別記様式第2号により委員会宛てに申請しなければならない。
ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者(以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。)
イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者(以下「遊漁船業者」という。)
- (3) 承認の取得義務
ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は1人当たり1承認とする。
イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
- (4) 承認期間 プレジャーボート使用者においては平成30年12月1日から平成31年6月30日まで、遊漁船業者においては平成30年12月1日から平成31年9月30日までとする。
- (5) 承認数 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
- (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
- (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は1承認当たり2本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、1乗客当たり2本以内とし、これに1隻当たり2本を加えた本数以内とする。
イ 釣針の数は、竿1本につき1個(シングルフック)とする。
- (8) 持ち帰ることができるビワマスの数 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶の乗客が持ち帰ることのできるビワマスの数は、1乗客・1日当たり5尾までとする。遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。

- (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
 - (10) 採捕報告書の提出 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、採捕状況報告書（プレジャーボート使用者にあつては別記様式第 3 号および別記様式第 4 号、遊漁船業者にあつては別記様式第 5 号および別記様式第 6 号）を別に定める期限までに委員会に提出しなければならない。あわせて委員会が交付した章旗を返納しなければならない。
 - (11) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から 1 キロメートルの範囲内および敷設された漁具から 300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 平成30年12月1日から平成31年11月30日まで
 - 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消または次回の承認をしない措置をとることがある。

別 記

様式第 1 号 (プレジャーボート使用者用)

引縄釣等承認申請書
(プレジャーボート使用者用)

年 月 日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

(〒)

住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____ 印 _____

※自書の場合は押印不要

年 齢 _____

電話番号 _____

E-mail _____

前回到承認 あり (前回の承認番号29-)

なし (どちらかに○)

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

記

1 使用する船の形態 (ア～イのどれかを選択してください。複数でも可。)

ア 個人所有の船 出港予定港 ()

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 ()

2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域 (記入例: 竹生島周辺、姉川沖など)
()

(2) 引縄釣等を行う予定の月 (遊漁期間) (該当の月に○、複数の月でも回答可。)

H30 12月	H31 1月	2月	3月	4月	5月	6月
------------	-----------	----	----	----	----	----

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

様式第 2 号（遊漁船業者用）

引縄釣等承認申請書
（遊漁船業者用）

_____年 月 日

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

(〒 _____)
 住 所 _____
 ふりがな _____
 代表者氏名 _____ 印
 ※自書の場合は押印不要
 電話番号 _____
 E-mail _____
 前回に承認 あり（前回の承認番号29-Y _____）
 なし（どちらかに○）

琵琶湖において、引縄釣等を行わせるために下記の船舶を用いて、遊漁者を漁場に案内する事業を営みたいので申請します。

記

1 申請内容（遊漁船業者登録簿の内容を記載のこと）

- (1) 遊漁船登録番号 _____
- (2) 代表者氏名 _____
- (3) 営業所名 _____
- (4) 営業所住所 _____
- (5) 営業所電話番号 _____
- (6) 使用船名 _____
- (7) 遊漁船業務主任者氏名 _____

2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う主な水域（記入例：竹生島周辺、姉川沖など）
（ _____ ）

(2) 月別の出港予定日数

H30 12月	H31 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

（事務局使用欄）記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

様式第 3 号 (プレジャーボート使用者用)

引縄釣等の採捕状況報告書
(プレジャーボート使用者用)

承認番号 _____
氏 名 _____

	釣行 日数	ビワマス				持ち帰り 尾 数	用 途	使用した船 個人所有・ 貸船の別	備 考
		総採捕尾数							
		引縄釣	ジギング 釣り	その他					
平成30年12月						自家・譲渡			
平成31年 1 月						自家・譲渡			
2 月						自家・譲渡			
3 月						自家・譲渡			
4 月						自家・譲渡			
5 月						自家・譲渡			
6 月						自家・譲渡			
合計									

- 様式第 4 号と併せて提出してください。
- 1 月ごとに集計した数値を記入してください。採捕がない場合は「0」と記入してください。
- 使用した船については、個人所有船・貸船の別を記入してください。
- 用途については、自家消費、譲渡を記載してください。
- 遊漁期間終了後は、報告期限までに、章旗とともに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 (滋賀県庁水産課内)
電話 077-528-3872

様式第 4 号 (プレジャーボート使用者用)

引縄釣等の採捕状況報告書 (日別)
(プレジャーボート使用者用)

承認番号 _____
氏 名 _____

月 日	総採捕尾数			持ち帰り尾数	主な釣行水域	使用した船 個人所有・貸船
	引縄釣	ジギング釣り	その他			
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

- 様式第 3 号と併せて提出してください。
- 出港日ごとに記入してください。
- 適宜、欄を追加してください。報告数が多い場合は、本様式に添付書類を付けて報告いただいても構いません。
- 遊漁期間終了後は、報告期限までに、章旗とともに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 (滋賀県庁水産課内)
電話 077-528-3872

様式第 5 号 (遊漁船業者用)

引縄釣等の採捕状況報告書 (月別)
(遊漁船業者用)

承認番号 _____

代表者氏名 _____

船名 _____

	釣行 日数	乗客数	ピワマス				備 考
			総採捕尾数			持ち帰った尾数	
			引縄釣	ジギング釣り	その他		
平成30年12月							
平成31年1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
合計							

- 様式第 6 号と併せて提出してください。
- 1 月ごとに集計した数値を記入してください。採捕がない場合は「0」と記入してください。
- 使用した船ごとに採捕状況を記入してください。
- 遊漁期間終了後は、報告期限までに、章旗とともに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 (滋賀県庁水産課内)
電話 077-528-3872

様式第 6 号（遊漁船業者用）

引縄釣等の採捕状況報告書（日別）
（遊漁船業者用）

承認番号 _____

代表者氏名 _____

船名 _____

月 日	乗客数	総採捕尾数			持ち帰り尾数	主な釣行水域
		引縄釣	ジギング釣り	その他		
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

- 様式第 5 号と併せて提出してください。
- 出港日ごとに記入してください。同日に別の乗客を乗せて出港した場合は別々に記入してください。
- 使用した船ごとに採捕状況を記入してください。
- 適宜、欄を追加してください。報告数が多い場合は、本様式に添付書類を付けて報告いただいても構いません。
- 遊漁期間終了後は、報告期限までに、章旗とともに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
電話 077-528-3872

